

## 生活困窮者に対して食料品・生活支援情報を提供する NPO 法人等に対する補助 に関する Q & A

Q 団体の拠点が無いので、区民センターなどを借りて開催することは可能ですか？

A 可能です。ただし、月 1 回以上は実施することとしています。また、拠点が無い場合でも申込受付等に対応できる体制を整えてください。

Q 地域限定で実施することは可能ですか？

A 市内全域を対象に実施してください。広報する地域を限定することは構いません。

Q 対象者を限定することは可能ですか？

A 原則、生活にお困りの方全般を対象としてください。やむを得ず限定する場合は、「主に外国人」、「主に子育て世帯」とし、必ずしもそうでなくても参加を妨げないようにしてください。

Q 食材の調達について、企業からの寄付など神戸市からの支援はありますか？

A 現時点では補助金を活用した購入を想定しています。別途寄付等の話があればご案内します。

Q 食料はどのように渡したらいいですか？

A 指定はありません。袋詰めしたセットを渡す、好きなものを自分で選ぶなど、団体で工夫してお渡ししてください。

Q 一度に渡す食料の金額に目安はありますか？

A 金額の目安は定めていません。人数、開催頻度、今後の見通し等を踏まえて、団体で総合的に判断して決めてください。

Q 申込者が増え、食料が不足する場合はどうしたらいいですか？

A 支援が必要な方に、支援が必要な時にお渡しする目的で実施しています。

(月 2 回以上実施している場合は) 頻度の調整、配布量の見直しなどの工夫を行っていたら、なるべく新規受付を制限せずに実施してください。

例えば、初回利用者に対する支援期間を原則 3 ヶ月と定め、3 ヶ月経過時点で継続の必要性について改めて利用者と話し合う機会を設けることで利用者の固定化を避け、より多くの方に支援を届ける方法も考えられます。

Q 相談支援はどのように実施したらいいですか？

A 本市から、「聴き取りシート (例)」、「相談窓口・支援制度リスト」などはお渡します。ご本人の状況をお聞きし、これらを用いて適切な窓口をご案内ください。ご本人に代わって電話する、窓口に同行するなど丁寧な支援です。

Q 相談支援をするにあたり、区役所などつながりがないのですが問題ないですか？

A 採択後、区役所等とつながりをつくる機会を設けたいと考えております。

Q 団体のスタッフが少なく、丁寧な相談支援ができません。

A 食支援の際に、相談支援をしていただきたいと考えていますが、スタッフ数の関係で困難な場合、例えば、事前申込時に全員から丁寧な聞き取りをし、当日は支援の必要性が高いと思われる人に対して重点的に相談支援するなどの方法も考えられます。

Q イベントは事前予約制にする必要がありますか？

A 指定はありません。事前予約制、当日先着順ともに構いませんが、いずれかのタイミングで困りごとの聞き取りや相談支援ができるスキームにしてください。

Q 他の活動団体とのつながりができますか？

A 年数回開催する補助採択団体同士の情報交換会等を通じて、他の活動団体ともつながりを作っていただきたいと思います。本市としても活動団体同士や行政の相談窓口とのつながりができるように取り組んでいきます。

Q 補助金でパソコン等の購入は可能ですか？

A 主に当事業で利用する目的であっても、団体運営にも利用可能な備品であるため、購入は不可です。他に、プリンター購入、電話回線の敷設等も同様です。

Q 事務所で配布会を行うので、補助金で事務所の賃料を払ってもいいですか？

A 日数・面積による費用按分になります。例えば、月に1日、事務所の半分を使って当事業を実施する場合、「賃料の1日分相当額」×日数×面積(1/2)が補助金で支払可能な金額になります。

Q 必要に応じて金券などを渡すことは可能ですか？

A 不可です。

Q 冷凍冷蔵庫を活用した取組みについて、どのような取組みが求められますか？

A 実施方法に指定はありません。

例えば、全国的に広がっている取組みとして「公共冷蔵庫(コミュニティフリッジ)」というものがあります。団体により取組みは様々ですが、地域に食料品を提供する棚や冷蔵庫を設置した部屋を設け、支援者側(企業・店舗・個人など)も食料品を寄付する場所として利用、利用者側(生活にお困りの方)も食料品を受け取る場所として利用する仕組みを地域で構築している団体もいます。予め利用登録した方だけが、電子キーを解錠し、部屋に入ることができる仕組みを構築することで、時間や人目を気にせず、利用できることがメリットになっています。

今回の補助金では、電子キーの導入や24時間利用可能とすることを要件にはしていませんが、食支援・相談会の実施日に都合が合わない方や、人目が気になり食支援・相談会には行きづらい方が、必要な時に食料品を受け取ることができる機会を増やす等、新たな食支援の選択肢につながるような効果的な方法を是非ご提案ください。

Q 冷凍冷蔵庫が故障した場合、市で修繕してくれますか？

A 市の備品ですので、通常の利用の範囲で何らかの異常が生じた場合は、市の負担で対応します。

Q 冷凍冷蔵庫の取組みについて、常温品を扱う棚も設けることは可能ですか？

A 可能です。その場合、常温品の食材購入についても冷凍冷蔵庫の取組みの実施に要する経費として計上可能です。

Q 冷凍冷蔵庫を活用した取組みを実施するため、設置場所を改装、修繕する費用は補助の対象ですか？

A 必要な範囲と認められる場合は、対象になります。

Q 冷凍冷蔵庫はどのような製品ですか？

A 单相 100 ボルトで、家庭用コンセントでも設置可能です。コマが付いており、移動は容易です。ドアはガラス製で、温度設定で冷凍と冷蔵を切り替えることができます。



Q 冷凍冷蔵庫を活用した取組みは、何団体を想定していますか？

A 最大 3 団体を想定しています。

Q 冷凍冷蔵庫を活用した取組みは、団体保有の冷蔵庫を活用して取り組む場合も申請可能ですか？

A 市が使用貸借する冷凍冷蔵庫を活用することが補助要件になります。団体保有の冷蔵庫に加えて、市保有の冷凍冷蔵庫を活用する場合であれば、補助要件を満たします。